

第 101 期 決算公告

平成 19 年 6 月 29 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号

株式会社 京葉銀行

取締役頭取 綿 貫 弘 一

貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	91,488	預金	2,730,394
現金	28,496	当座預金	46,531
預け	62,991	普通預金	1,194,442
コ ー ル 口 一	5,700	貯蓄預金	104,233
商品有価証券	1,477	通知預金	5,670
商品国債	1,302	定期預金	1,358,137
商品地方債	175	その他の預金	21,378
有価証券	801,232	譲渡性預金	24,330
国債	580,416	借入金	7
地方債	67,399	借入	7
株式	82,383	外国為替	91
株	71,010	売渡外国為替	34
その他の証券	21	未払外国為替	57
貸出	1,994,569	その他の負債	6,077
割引手形	19,338	未決済為替借	0
手形貸付	64,497	未払法人税等	200
証書貸付	1,739,854	未払費用	2,130
当座貸越	170,879	前受収	1,157
外国為替	1,430	その他の負債	2,589
外国他店預け	1,396	賞与引当金	1,214
買入外国為替	17	役員賞与引当金	80
取立外国為替	16	退職給付引当金	13,765
その他の資産	12,306	再評価に係る繰延税金負債	6,511
未収収益	3,760	支払承諾	24,255
金融派生商品	0	負債の部合計	2,806,727
その他の資産	8,545	(純資産の部)	
有形固定資産	44,559	資本金	49,759
建物	10,261	資本剰余金	39,711
土地	27,880	資本準備金	39,704
建設仮勘定	563	その他資本剰余金	6
その他の有形固定資産	5,854	利益剰余金	58,910
無形固定資産	446	利益準備金	10,055
ソフトウェア	248	その他利益剰余金	48,855
その他の無形固定資産	198	退職給与基金	630
繰延税金資産	14,009	別途積立金	34,220
支払承諾見返	24,255	繰越利益剰余金	14,005
貸倒引当金	△ 17,928	自己株式	△ 458
		株主資本合計	147,923
		その他有価証券評価差額金	13,523
		土地再評価差額金	5,374
		評価・換算差額等合計	18,897
		純資産の部合計	166,821
資産の部合計	2,973,549	負債及び純資産の部合計	2,973,549

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他の有形固定資産 | 3年～20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 29,121 百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
10. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 80 百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理 |
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 4,700 百万円
16. 関係会社の株式総額 94 百万円
17. 関係会社に対する金銭債権総額 2,870 百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 2,175 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 38,619 百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,085 百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,016 百万円、延滞債権額は 35,370 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 249 百万円であります。
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 26,422 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 67,058 百万円であります。
 なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,437 百万円であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 19,354 百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 1,299 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 2,463 百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 140,498 百万円及びその他資産 103 百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は 2,623 百万円あります。
29. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,297 百万円

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は780百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ780百万円減少しております。

31. 1株当たりの純資産額 575円45銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれてあります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
国債	1,477	10

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	50,109	51,218	1,108	1,197	87
社債	15,806	15,782	△ 24	232	256
合計	65,916	67,000	1,084	1,429	345

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	47,584	69,916	22,332	23,559	1,227
債券	662,930	663,303	373	4,395	4,021
国債	529,941	530,306	365	3,369	3,004
地方債	67,390	67,399	8	487	479
社債	65,598	65,597	△ 0	537	538
合計	710,514	733,220	22,705	27,955	5,249

なお、上記の評価差額から繰延税金負債9,182百万円を差し引いた額13,523百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれてあります。

33. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他の有価証券	77,772	2,183	2,476

34. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場国内事業債	980
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	94
その他有価証券 非上場株式	1,000

35. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	31,782	193,509	420,153	84,754
国債	14,502	123,733	363,780	78,399
地方債	6,421	37,356	23,622	—
社債	10,858	32,420	32,749	6,355
合計	31,782	193,509	420,153	84,754

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、626,200百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当期の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当期が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	15,181百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,566百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	1,285百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	491百万円
その他	701百万円
繰延税金資産小計	23,226百万円
評価性引当額	△ 33百万円
繰延税金資産合計	23,192百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 9,182百万円
繰延税金負債合計	△ 9,182百万円
繰延税金資産の純額	14,009百万円

38. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、166,821百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示することとなりましたが、当期は該当ありません。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

39. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、10.94%であります。

損益計算書

平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		69,693
資金運用収益	55,703	
貸出金利	44,007	
有価証券利息配当	11,278	
コールローン利息	411	
預け金利	0	
その他の受入利息	5	
役員取引等収益	10,279	
受入為替手数料	2,860	
その他の役員収益	7,418	
その他業務収益	785	
外国為替売買益	772	
商品有価証券売買益	12	
その他経常収益	2,924	
株式等売却益	2,183	
その他の経常収益	741	
経常費用		46,061
資金調達費用	2,829	
預金利息	2,803	
譲渡性預金利息	16	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	5	
借入金利息	1	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	3,295	
支払為替手数料	624	
その他の役員費用	2,670	
その他業務費用	2,397	
国債等債券売却損	2,397	
営業経費	33,403	
その他経常費用	4,136	
貸倒引当金繰入額	82	
貸出金償却	34	
株式等売却損	79	
株式等償却	88	
その他の経常費用	3,851	
経常利益		23,631
特別利益		6
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	5	
特別損失		501
固定資産処分損失	426	
減損	75	
税引前当期純利益		23,136
法人税、住民税及び事業税		953
法人税等調整額		8,302
当期純利益		13,880

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	57 百万円
役員取引等に係る収益総額	24 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	15 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1 百万円
役員取引等に係る費用総額	24 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,672 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 47 円 87 銭

4. 当行は、千葉県内の事業用土地等 2 件の有形固定資産について減損損失を計上しております。

これらの事業用土地等は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 75 百万円（土地 44 百万円、建物 29 百万円、その他の有形固定資産 1 百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は正味売却価額により測定しており、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼 任等（人）	事実上の 関係				
子会社	株式会社京葉銀 保証サービス	千葉県 千葉市	30	信用保証 業 務	40	5	各 種 ローンの 債務保証	被債務保証	131,181	—	—
								保 証 料	23	その他の 役務費用	—
								債務保証履 行に伴う ローンの回 収又は代位 弁 済	510	—	—

第 101 期 決算公告

平成 19 年 6 月 29 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号
株式会社 京葉銀行
 取締役頭取 綿 貫 弘 一

連結貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	91,672	預 金	2,729,692
コールローン及び買入手形	5,700	譲 渡 性 預 金	22,950
商品有価証券	1,477	借 用 金	7
有 価 証 券	802,138	外 国 為 替	91
貸 出 金	1,994,198	そ の 他 負 債	9,037
外 国 為 替	1,430	賞 与 引 当 金	1,227
そ の 他 資 産	14,658	役 員 賞 与 引 当 金	80
有 形 固 定 資 産	44,591	退 職 給 付 引 当 金	13,918
建 物	10,265	利 息 返 還 損 失 引 当 金	29
土 地	27,880	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,511
建 設 仮 勘 定	563	支 払 承 諾	24,255
その他の有形固定資産	5,882	負 債 の 部 合 計	2,807,801
無 形 固 定 資 産	454	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	253	資 本 金	49,759
その他の無形固定資産	200	資 本 剰 余 金	39,718
繰 延 税 金 資 産	14,194	利 益 剰 余 金	60,081
支 払 承 諾 見 返	24,255	自 己 株 式	△ 485
貸 倒 引 当 金	△ 18,264	株 主 資 本 合 計	149,074
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,523
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,374
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	18,897
		少 数 株 主 持 分	735
		純 資 産 の 部 合 計	168,707
資 産 の 部 合 計	2,976,508	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,976,508

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

株式会社京葉トランスポート	株式会社京葉銀キャリアサービス
株式会社京葉銀オフィスサービス	株式会社京葉銀カード
株式会社京葉銀ビジネスサービス	株式会社京葉銀保証サービス

② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他の有形固定資産 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,520百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は80百万円増加し、税金等調整前当期純利益は80百万円減少しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理 |
12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 38,846百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,085百万円
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,085百万円、延滞債権額は35,509百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は307百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,422百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,324百万円であります。
- なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、2,437百万円であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,354百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,299 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,463 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 140,498 百万円及びその他資産 103 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 2,656 百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,297 百万円

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 780 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 780 百万円減少しております。

27. 1 株当たりの純資産額 579 円 60 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,477	10

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	51,108	52,218	1,110	1,198	88
社債	15,806	15,782	△ 24	232	256
合計	66,914	68,000	1,086	1,431	345

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	47,584	69,916	22,332	23,559	1,227
債券	662,930	663,303	373	4,395	4,021
国債	529,941	530,306	365	3,369	3,004
地方債	67,390	67,399	8	487	479
社債	65,598	65,597	△ 0	537	538
合計	710,514	733,220	22,705	27,955	5,249

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 9,182 百万円を差し引いた額 13,523 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他の有価証券	77,797	2,183	2,476

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場国内事業債	980
その他有価証券 非上場株式	1,001

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	31,782	194,508	420,153	84,754
国債	14,502	124,731	363,780	78,399
地方債	6,421	37,356	23,622	—
社債	10,858	32,420	32,749	6,355
合計	31,782	194,508	420,153	84,754

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、640,343 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 23,543 百万円
年金資産 (時価)	9,232
未積立退職給付債務	△ 14,310
未認識数理計算上の差異	403
未認識過去勤務債務 (債務の減額)	△ 12
連結貸借対照表計上額の純額	△ 13,918
前払年金費用	—
退職給付引当金	△ 13,918

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、167,971百万円であります。
 - (2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (4) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
 - ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
 - ③ 「その他資産」中に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
35. 日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成18年10月13日業種別委員会報告第37号）が公表されたことに伴い、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し返還見込額を合理的に見積もり、利息返還損失引当金を計上しております。これにより、従来の方法に比べその他経常費用は29百万円増加し、税金等調整前当期純利益は29百万円減少しております。
36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.05%であります。

連結損益計算書 〔平成 18 年 4 月 1 日から
平成 19 年 3 月 31 日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		70,877
資金運用収益	56,081	
貸出金利息	44,376	
有価証券利息配当金	11,287	
コールローン利息及び買入手形利息	411	
預け金利息	0	
その他の受入利息	5	
役員取引等収益	10,613	
その他の業務収益	1,180	
その他の経常収益	3,001	
経常費用		46,946
資金調達費用	2,827	
預金利息	2,802	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	5	
借入金利息	1	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	3,272	
その他の業務費用	3,201	
営業経費用	32,915	
その他の経常費用	4,729	
貸倒引当金繰入額	421	
その他の経常費用	4,307	
経常利益		23,931
特別利益		22
固定資産処分利益	0	
償却債権取立利益	21	
特別損失		504
固定資産処分損失	429	
減損損失	75	
税金等調整前当期純利益		23,449
法人税、住民税及び事業税		1,126
法人税等調整額		8,300
少数株主利益		108
当期純利益		13,913

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 48円00銭

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 145百万円、株式等償却 88百万円を含んでおります。

4. 当行は、千葉県内の事業用土地等 2 件の有形固定資産について減損損失を計上しております。

これらの事業用土地等は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 75 百万円 (土地 44 百万円、建物 29 百万円、その他の有形固定資産 1 百万円) を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は正味売却価額により測定しており、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。